

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

政策干渉の観点からみたたばこ産業の広告やCSR活動の分析

研究分担者 原田 正平 聖徳大学 児童学部児童学科 教授

研究要旨：たばこ産業等による受動喫煙防止対策への政策干渉の実態を明らかにするため、日本たばこ産業などが公開している資料等を用いて分析を行った。その結果、FCTCで求められている建物内禁煙の実現を阻害する意見具申等を行っている実態が確認された。一方、小さな自治体での受動喫煙防止条例やがん対策推進条例での受動喫煙防止対策の強化に対して必ずしも干渉が認められなかった。今後、他の自治体での受動喫煙防止対策強化に対する政策干渉の有無について、注意深く分析すべきと考えられた。

A. 研究目的

2016年（平成28年）9月に出された「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」において、国民の喫煙関連疾患を防止するために、「FCTC 第8条履行のためのガイドライン」をはじめ、WHO等の各種文書に記載されているように、わが国でも喫煙室を設置することなく屋内を100%禁煙化を目指すべきであるとされているが、報告書作成段階では、神奈川県、兵庫県、栃木県芳賀町、北海道美唄市の受動喫煙防止条例が法制化の事例として挙げられているだけであった。

福田らは条例制定への対策を公文書レビューにより行い、条例の効果に関するエビデンス構築による他自治体への波及モデル確立、議会への諮問を含む検討会主体の条例案の作成、議員へのロビー活動と世論の醸成が必要と考察している。

一方、福田らを取り上げた6自治体（神奈川県、兵庫県、東京都、大阪府、山形県、千葉県）の条例化については、日本たばこ株式会社（以下、JT）が自社ホームページ上に反対意見を掲載（以下、

JT意見）しているが、たばこ産業あるいはその関係者による反対活動が、どのように政策に影響を与えたかは明らかとなっていない。そこで今年度は、その基礎資料とするため、JT意見の内容について分析を行ったので報告する。

B. 研究方法

JT意見としてJTホームページ上に掲載されている2006年2月15日から2017年2月3日までの38事例について内容を精読し、自治体の受動喫煙対策に影響を与えるものかどうか分析を行った。

またJT意見の対象となっている自治体のがん対策や受動喫煙防止対策の中で、JTホームページに掲載されていない事例についてインターネット上で検索し得たものの内容を分析した。

（倫理面への配慮）

本研究は文献研究であり、個人情報などには関わらないため、倫理的配慮は必要としない

C. 研究結果

1. 日本たばこ株式会社のホームページにおける「国内のたばこ対策等に関する JT の考え方、会社コメント」一覧（掲載年月日）

受動喫煙防止対策について、建物内や敷地内禁煙など分煙を認めない規制について、反対意見を述べているものに○印をつけた。

40 の JT 意見中 28 が受動喫煙防止対策に関連するものであった。

1) 2006/2/15: 禁煙指導に対する健康保険適用について

2) 2006/9/5: 厚生労働省『健康日本 21』中間評価報告書（案）』についてのパブリックコメント

3) 2006/9/5: 『健康日本 21』について

4) 2007/3/22: 路上喫煙禁止条例等に対する当社の考え方

○4-1) 2007/3/22: 「(仮称) 京都市路上喫煙等の禁止に関する条例」骨子（案）に関する当社の考え方

○4-2) 2007/3/1: 横浜市パブリックコメント募集に関する当社の考え方

5) 2007/7/30: 「がん対策推進基本計画」について

6) 2008/3/3: 成人識別たばこ自動販売機について

○7) 2010/2/25: 「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」について

○8) 2010/5/27: 「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」について

9) 2010/9/28: たばこ税制について

○10) 2010/10/1: 厚生労働省 研究班の「受動喫煙により年間 6,800 人が死亡」という推計に関する JT コメント

○11) 2010/11/8: 「(仮称) 流山市受動喫煙防止条例（素案）」について

○12) 2010/11/9: 職場における受動喫煙防止対策に関する公聴会」について

○13) 2011/5/16: 厚生労働省「労働政策審議会 点検評価部会 中間評価（案）」について

14) 2011/11/7: 佐久市「世界最高健康都市基本構想（案）・世界最高健康都市実現プラン（案）」について

15) 2012/1/10: 東京都町田市「第 4 次 町田市 保健医療計画（案）」について

○16) 2012/1/16: 「千葉県 受動喫煙対策に関する報告（案）」について

17) 2012/1/23: 地方自治体におけるがん対策に関する条例について

○17-1) 2012/1/23: 「山梨県 がん対策推進条例（仮称）骨子」に関する意見

○17-2) 2012/1/23: 「宮崎県 がん対策推進条例（仮称）要綱案」に関する意見

18) 2012/1/26: 「喫煙率削減の数値目標設定」について

○19) 2012/2/8: 「病院建物内全面禁煙を実施しない場合の診療報酬減額」について

○20) 2012/3/19: 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」について

21) 2012/3/30: 昨今の厚生労働省におけるたばこ政策について

21-1) 2012/3/30: 「昨今の厚生労働省におけるたばこ政策について」（民主党・厚生労働省・財務省・農林水産省へ手交）

21-2) 2012/3/30: 「がん対策推進基本計画（変更案）」に対する意見（厚生労働省・財務省・農林水産省へ手交）

- 22) 2012/5/14 : 「神奈川県医療のグランドデザイン (案)」 についての意見
- 23) 2012/6/8 : 「がん対策推進基本計画 (変更案)」 について
- 24) 2012/7/11 : 「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の改正」 について
- 25) 2013/2/4 : 大阪府の受動喫煙防止対策について
- 26) 2013/4/18 : 厚生労働省による「たばこの健康影響評価専門委員会」 について
- 27) 2014/2/13 : 山形県受動喫煙防止対策検討委員会について
- 28) 2014/6/19 : 「労働安全衛生法の一部を改正する法律」 について
- 29) 2014/12/10 : 東京都における受動喫煙防止対策検討会について
- 30) 2015/12/11 : 北海道美唄市における受動喫煙防止対策について
- 31) 2016/1/21 : ニコチン依存症管理料について
- 32) 2016/5/31 : 厚労省研究班報告「受動喫煙で年間 1.5 万人死亡」という推計に関する JT コメント
- 33) 2016/6/20 : 財政制度等審議会 (たばこ事業等分科会) に報告された注意文言表示、広告指針の在り方に関する会社コメント
- 34) 2016/7/4 : 「財政制度等審議会 たばこ事業等分科会 表示等部会報告に関する意見募集について」 に対する意見書提出
- 35) 2016/8/31 : 受動喫煙と肺がんに関わる国立がん研究センター発表に対する JT コメント
- 36) 2016/9/21 : 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例等について
- 37) 2017/2/3 : 「受動喫煙防止対策に関する署名

活動について」 JT コメント

2. JT 意見対象とならなかった自治体の施策

1) 2011 年年 4 月 1 日, 「芳賀町公共施設における受動喫煙防止条例 (平成 22 年芳賀町条例第 26 号)」 が施行された。公共施設のうち, 町役場や町民会館, 生涯学習センター, 体育館, 総合運動公園等では分煙とされた。

2) 広島県がん対策推進条例 (平成 27 年 3 月 16 日条例第 2 号)

広島県では受動喫煙防止対策を推進していくため, 2016 年 4 月 1 日から, 広島県がん対策推進条例により, 施設の管理者がとるべき措置を義務化し, また, 遊具のある公園等の利用者に対して喫煙しないことなどを努力義務化した。

D. 考察

日本たばこ株式会社は, 2006 年 2 月以降, 国や自治体などのたばこ規制政策について, 自社ホームページ上で「国内のたばこ対策等に関する JT の考え方, 会社コメント」 (JT 意見) を掲載し, とくに自治体に対しては, 首長あての意見書を提出するなど, 自治体の健康政策に対しての干渉とも言うべき活動を行い, かつそれを現在に至るまで公開している。

その政策への影響を客観的に示すことは困難であるが, とくに都道府県単位での受動喫煙防止条例の成立阻止に対しては, 一定の効果が認められている (2 自治体で成立, 4 自治体で不成立)。

一方, 2006 年 9 月の島根県に始まった「がん対策条例」 制定の動きについては, 条例中に示される健康増進法に基づいた受動喫煙防止対策の拡充について, やや踏み込んだ記述の見られた山梨県

や宮崎県に対し、意見書を送っていたが、広島県が2016年4月に、受動喫煙防止条例に匹敵する対策の義務付けをがん対策推進条例で行ったのに対しては、積極的な対応が認められなかった。

今後、他の自治体での受動喫煙防止対策強化に対する政策干渉の有無について、注意深く分析すべきと考えられた。

E. 結論

地方自治体などの受動喫煙防止対策を阻害するための、JT等の活動の実態をあきらかにできた。

次年度以降は、JT等の活動を政策干渉とさせないための方策を検討するため、他産業での同様の事例検索、政策干渉の可否についての一般市民、自治体担当者の意見の収集をおこなうよていである。

参考文献

1) 喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書 概要

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000135584.pdf>

2) 広島県がん対策推進計画

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/tori-toril-nakusou.html>

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。